

交総第 103 号
令和 5 年 2 月 3 日

一般社団法人 埼玉県トラック協会
会長 瀬山 豪 様

埼玉県警察本部交通部
交通総務課長
(公印省略)

道路交通法の一部を改正する法律の施行及び交通の方法に関する教則等の
改正内容の周知について（依頼）

平素から、交通安全活動を始めた警察活動に対しまして、格別なるご協力を
賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 4 月 27 日に公布された「全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメッ
ト着用努力義務化」等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正
法」という。）については、法律の施行期日を定める政令により、令和 5 年 4 月 1
日から施行されることとなりました。

また、改正法の施行に伴い、交通の方法に関する教則（以下「教則」という。）
及び交通安全教育指針の一部改正つきましても、全ての自転車利用者に対する乗車
用ヘルメット着用の努力義務に関する記載が追記され、教則の第 3 章第 1 節 1 「自
転車に乗るに当たっての心得」において、

乗車用ヘルメットは、努めて S G マークなどの安全性を示すマークの付いた
ものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

との記載があり、その種類及び方法が示されたところでございます。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本改正内容について別添
1、2 を御活用の上、貴協会員へ可能な限り周知していただきますよう、御協力お
願い申し上げます。

【担当者】

埼玉県警察本部交通部交通総務課
自転車対策係 佐々木
電話：048(832)0110（内線5056）